

一常々取かわしの小袖臺、又は馬具扱載候臺の事、

少き臺は塗候而用可申候、小袖臺、馬具載候臺、成程龜相ニ雜木ニ而用可申候、

一常々取かわし候肴遣し候掛流し籠の事、

青竹の籠、掛流しに用可申候、

一常々取かわし候音物の箱の事、

成程龜相ニ致し、雜木の箱可用申候、○中略

一常々取かわし候音物の塗臺、并塗樽の事、

常々取替候臺樽塗候而用候儀は、心次第に候、但塗候器物、直ニ音物ニ付候而差置候儀ニ而  
は無之候、○中略

右之通相心得、何方も誂候共、此書付の外一切仕間敷候、若誂候者、町年寄江相斷、差圖ヲ請候而可  
仕候、

十月

[貞丈雜記九進物]一今時付臺とて、黃金一枚、銀子一枚など、書たる包紙を、臺にのりにてはり付て、  
金銀をば別に包て遣す事有、古は付臺と言事なし、要脚何疋とて、鳥目にて遣しける也、殿中にて  
鳥目など懸御目事はなかりし也、付臺と云物、後世出したる物也、度出たり古は錢ばかり通用  
した。

一金らん、段子、くつわ等を折に入ても進する事、舊記に見へたり、折とは檜の板にて折わげて造  
たる箱也、食物に入る折の作り様と同じ、大小長短廣狹は、物に依て相應につくるなり、○中略

一弦を進物にするには、桶に入て進する也、一桶と云は廿一筋也、桶は檜の木のわげ物也、ふたは  
かぶせぶた也、とぢめは我方にして渡す也、ふたの書付は、ふたを堅板にして、弦廿一筋、又は廿一